	受託製表収入	19,713,894
	政府統計共同利用システム利用料収入	811,038,251
	統計データ二次利用収入	1,362,930
	その他の収入	748,145
	小　　計	2,492,800,456
	利息の支払額	△ 68,373,241
	利息の受取額	204
	消費税の還付金	100,443,185
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,524,870,604
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 58,443,286
	無形固定資産の取得による支出	△ 36,113,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 94,556,286
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 1,083,458,435
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,083,458,435
Ⅳ	資金に係る換算差額	0
Ⅴ	当期資金増加額	1,346,855,883
Ⅵ	資金期首残高	1,932,839,082
Ⅶ	資金期末残高	3,279,694,965

行政サービス実施コスト計算書

（平成21年４月１日～平成22年３月31日）

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　業務費用			
損益計算書上の費用			
業務費	9,249,097,780		
一般管理費	926,278,254		
財務費用	62,201,783		
臨時損失	1,175,007	10,238,752,824	
（控除）			
政府統計共同利用システム利用料収入	△ 747,845,000		
受託製表収入	△ 19,634,569		
統計データ二次利用収入	△ 1,362,930		
その他経常収益	△ 1,021,989		
財務収益	△ 175	△ 769,864,663	
業務費用合計			9,468,888,161
Ⅱ　引当外賞与見積額			△ 51,651,911
Ⅲ　引当外退職給付増加見積額			△ 343,888,909
Ⅳ　機会費用			
国有財産無償使用の機会費用			565,727,281
Ⅴ　行政サービス実施コスト			9,639,074,622

注　　記

Ⅰ　重要な会計方針

会計の処理及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）の作成については、平成11年４月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（平成22年３月の改訂を含む。以下「基準」という。）及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

退職手当及び業務部門の非常勤職員手当を除く人件費については、期間の進行により運営費交付金債務を収益として計上する方法（期間進行基準）を採用しております。

その他の費用につきましては、業務のために支出した費用相当額を限度として収益計上する方法（費用進行基準）を採用しております。これは、中期計画及び年度計画において業務の実施と運営費交付金との対応関係が明確でなく、個別の業務ごとの予算の設定が困難なため、費用進行基準を採用する必要があるからです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　３年～15年

車両運搬具　　６年

工具器具備品　４年～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

退職手当及び賞与に関する引当金については、基準第17「引当金」第２項において「法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。」とされており、当法人の退職手当及び賞与に係る引当金は、財源措置をしているため計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、当期末の自己都合退職金要支給額から前期末の自己都合退職金要支給額を控除した額を計上しております。

４．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は、移動平均法を採用しております。